

令和 8 年 3 月 3 1 日

国立社会保障・人口問題研究所長
林 玲子 殿

国立社会保障・人口問題研究所
研究評価委員会委員長 稲葉 昭英

評 価 報 告 書

今般、国立社会保障・人口問題研究所研究評価委員会規程の規定に基づき、令和 5 年度から令和 7 年度までの国立社会保障・人口問題研究所（以下「研究所」という。）の運営全般に関する評価（以下「機関評価」という。）を実施した。

具体的には、令和 7 年 12 月 4 日付けで研究所の運営状況に関する報告書を各委員に提供した上で、令和 7 年 12 月 8 日（月）に対面とオンラインとのハイブリッド方式で国立社会保障・人口問題研究所研究評価委員会（以下「委員会」という。）を開催した。その中では、関連資料の説明を受けて、質疑応答及び討議を実施した上で、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（平成 22 年 11 月 11 日策定（平成 29 年 3 月 24 日改正）厚生労働省大臣官房厚生科学課）に沿って機関評価を実施した。ただし、倫理規定及び倫理審査会等の整備状況については、委員会当日に委員の指摘を受けて、令和 7 年 12 月 15 日付けで追加的に関連資料を各委員に提供した上で、機関評価を実施した。

その結果に基づき、下記のとおり、研究所の運営全般に関する評価報告書を提出する。

記

1. 研究、開発、試験、調査及び人材養成等の状況と成果

研究所は、社会保障及び人口問題に関する調査及び研究を行う厚生労働省の試験研究機関として、その所掌事務に係る調査研究業務等を着実に実施している。具体的には、その一部を例示すると、次のような点が注目すべきものとして挙げられる。

- ① 社会保障費用統計は毎年遅延なく公表されており、我が国の社会保障を数量面で把握する政府基幹統計として高い評価を得ている。公的統計の整備に関する基本的な計画である「第Ⅳ期基本計画」（令和 5 年 3 月閣議決定）における指摘や、骨太の方針 2024 や財政制度等審議会の提言を踏まえ、中長期的な課題に対応するため、令和 7 年度から新たに一般会計プロジェクト

「社会保障の総合的な把握と統計の向上に資する研究事業」を開始し、SHA手法に基づく保健医療支出の推計方法に関する研究、職業訓練制度とその費用に関する国際比較研究を行い、統計の精度の向上を図っている。

- ② 社会保障・人口問題基本調査は5つの調査より構成されており、令和5年度には「第9回人口移動調査」、令和6年度には「第9回世帯動態調査」、令和7年度には「第17回出生動向基本調査」が実施された。また、結果の公表は、令和5年8月に「第7回全国家庭動向調査」及び「2022年生活と支え合いに関する調査」、令和6年7月に「第9回人口移動調査」、令和7年10月に「第9回世帯動態調査」について行われた。これらの基本調査は政府一般統計として、我が国の諸政策・研究を実施するための基礎データとして高い評価を得ている。
- ③ 全国、地域別人口・世帯の将来推計は、労働力需給推計や財政検証、地方創生総合戦略等、国・自治体における経済社会計画の基礎資料として用いられ、高い評価を得ている。令和5年4月に「日本の将来推計人口」、令和5年12月に「日本の地域別将来推計人口」、令和6年4月に「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」、令和6年11月に「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」が、それぞれ公表された。これらの将来推計の精度向上と広範な利用に資することを目的として、「将来人口推計のための調査分析並びにシステム開発事業」が実施されている。

今後とも、社会保障研究分野、人口研究分野に関する科学的かつ高度な研究の実践に取り組み、その研究成果の発信・普及を行うことが求められる。また、多くの政策課題を抱える厚生労働行政の推進に貢献するため、引き続き政策議論の基礎となるエビデンスの着実な提供を行うとともに、政策当局との連携の下で政策の企画立案等に資する研究の一層の充実に積極的に取り組むことが期待される。

2. 研究開発分野・課題の選定

研究所の機能を「政策議論の基礎となるエビデンスの着実な提供」と「社会保障・人口問題に関する科学的かつレベルの高い研究の実践」の2つにまとめた上で、「事業展開の中期的方向性」として次に掲げる6項目を位置付け、研究プロジェクトなど実施している事業を当該6項目との対比で整理していることは、研究所のミッション・ビジョン・ストラテジーを明確に打ち出したものとして評価できる。加えて、令和6年度に大幅に見直した組織目標で当該6項目を明確に位置付けたことも評価できる。

- ① 基幹3事業（費用統計・人口推計・基本調査）の着実な実施
- ② 革新的・先端的研究への挑戦、さらなる研究水準の向上
- ③ 国の政策形成への貢献・提言・助言

- ④ 地方自治体に対する実践的支援・提言・助言・協働
- ⑤ 国際社会への貢献（高齢化のフロンランナーとして）
- ⑥ 研究成果等の発信、社会への啓発

また、研究所で取り組む研究課題の選定については、所内各研究部の部長等により構成される研究計画委員会における議論を経て、所長のリーダーシップの下に決定されている。今回の評価期間においても、こうした議論・決定を経て、人口推計手法、長寿化、国民移転勘定、社会的包摂、自治体支援等の様々な重要政策課題についての調査研究が進められていることは評価できる。とりわけ、国際人口移動に関する研究を実施し、経済開発協力機構（OECD）と共同で報告書を刊行したことや、性的指向と性自認のあり方（SOGI）に関する人口学的な研究を実施し、『人口問題研究』で特集を掲載したことは、評価できる。研究分野・課題の選定において、次の点に留意することが必要である。

- ① 平成 29 年以降継続的に「一億総活躍社会」実現に向けた総合的研究」を実施し、子ども、若者、障害者を対象に、それぞれが抱える困難を把握し、社会的包摂・支援のあり方についての研究を行っている。子育て、貧困、児童虐待、障害者、氷河期世代等の諸問題を総合し、直近の状況に応じた研究を進めることが望ましい。
- ② 予算、人員を有効に活用する観点から、政策的なニーズを的確に把握し、何を重点的に進めていくか、新規に取り組むべき分野、縮小していく分野を意識しながら事業を計画・実施することが必要である。同時に、所外研究員との連携を強化するなど新たな取り組みも期待する。
- ③ 基幹 3 事業の高い水準での実施や社会保障・人口問題の研究の深化、社会的貢献活動等については、学術的な研究の成果を積み上げることにより初めて可能になるものであり、今後とも、研究活動の着実な実施を期待する。

3. 研究資金等の研究開発資源の配分

研究所においては、部横断型のプロジェクト方式を採用し、研究課題ごとに予算が計上されており、研究の実施に際し、当該予算を各部に配分することはしておらず、全所的な会議である研究計画委員会での議論を通じて必要なプロジェクトに予算を配分するよう計画・運営されており、厚生労働科学研究費や科学研究費（文部科学省所管）など競争的研究費の獲得も行われている。令和 5～7 年度に一貫して厚生労働科学研究費及び科学研究費（文部科学省所管）が増加したことは評価できる。

4. 組織、施設設備、情報基盤、研究及び知的財産取得の支援体制

研究所の組織は小規模であるが、社会保障及び人口問題に関し広範かつ重要

な研究を行っていることは高く評価できる。しかしながら、少子高齢化、人口減少、逼迫する社会保障財政など、社会保障・人口問題の重要性は高まっており、社会保障及び人口問題の政策研究の量的拡大や質的な高度化及びこれらに伴う研究者の負担増大に適切に対応していくためには、引き続き研究に必要な人的資源の確保に向けた取組が必要である。

研究所においては、広範かつ重要な研究が行われている一方、一部の室においては部長が室長を併任するなど、研究所の定員は極めて限られているのが現状であり、今後とも粘り強く定員要求を行い、増員を図っていくべきである。

また、研究所が客員研究員や外部委員、研究分担者、研究協力者の活用により研究連携体制の確保に努めていることは評価できる。引き続き様々な努力を行うことにより研究の質を高めることが重要である。

さらに、令和6年度には、組織目標を大幅に見直す中で、「女性活躍とワークライフバランス、働き方・休み方改革、職場環境の改善等」も明確に位置付けた。

また、フレックスタイム制、テレワーク等柔軟な働き方を可能とする仕組みが整っている。加えて、令和7年7月より、風通しのよい職場環境作りに向けて、職員が所属部・課や勤務形態を超えて気軽に相談できるオフィスアワーを開始したことは評価できる。今後とも研究者の適切なエフォート管理を行うべきであると考ええる。

なお、知的財産権の取得に関しては、社会保障及び人口問題に関する政策研究の過程においては、当面想定しにくいものである。

5. 共同研究・民間資金の導入状況、産学官の連携及び国際協力等外部との交流

研究所における研究内容を内外の最新の研究成果を踏まえた質の高いものとしていくためには、今後とも内外の研究者との共同研究・交流を積極的に進めていくことが不可欠である。

研究所においては、各研究プロジェクトや機関誌の編集等が外部研究者の参加も得て実施されるとともに、国際機関や各国の研究機関等との研究協力体制のもと、交流・共同研究が推進されている。その一環で、若手研究者を中心として幅広く国内外の客員研究員・研究生を受け入れている。また、研究所に所属する研究者が社会保障・人口問題に関する内外の学会の運営に参画するなど、学術研究の発展に貢献している。さらに、一般公開の場において内外の第一線研究者が討論する厚生政策セミナーの開催、外国人研究者の招聘による特別講演会の開催などの取組が進められている。

今後とも、他の研究機関とのコラボレーションやセミナー等の公開での研究発表の場を増やしていくなど、更にこうした共同研究・交流の機会を増やして

いくよう取り組んでいくことが望まれる。

6. 研究者の養成及び確保並びに流動性の促進

令和5～7年度には、一定数の人事異動があったが、新規採用については、研究所ホームページや国立研究開発法人科学技術振興機構 JREC-IN Portal に掲載することで広く公募が行われ、応募者については、論文審査等の一次審査で専門性を、また、研究所幹部職員全員による面接審査でバランス感覚や政策視点等を考慮に入れた審査がなされるなど、適切な採用への努力が行われている。また、部長人事に関しても公募方式が採用され、外部人材の受け入れを図る努力も行われている。さらに、入所後は研究プロジェクトに参加して一定の調査研究をする中で中核的研究者として養成されている。

待遇面での改善は、研究所のみで独自に行えることは限られているものの、働き方や資質向上のための工夫など、所員が満足して働くことのできる環境を整えることが必要である。

研究所においては、研究所幹部及び研究評価委員により研究者評価が行われ、研究の方向性等について適切に指導されている。また、研究プロジェクトを通じて国内外研究者との共同研究、国際学会やセミナー・ワークショップへの参加などが推進されている。さらに、令和6年度以降には、おおむね毎月、研究所に所属する研究員相互及び所外研究員との研究交流等を図るための研究交流会を開催している。加えて、令和6年度に若手研究者をアメリカの大学へ長期派遣したことも評価できる。

研究者の流動性については、他の政府機関への併任や所内の配置転換等が行われており、流動性を保ちながらそれぞれの専門分野を深化させ活躍できるよう配慮されている。転出者についても研究所のプロジェクトに所外研究者として参加・貢献するなど、研究所を通じた社会保障・人口問題分野の人材養成を推進している。

7. 専門研究分野を生かした社会貢献に対する取組

機関誌「社会保障研究」及び「人口問題研究」を毎年4回着実に刊行するとともに、不定期に研究叢書を刊行している。そして、社会保障費用統計、将来推計人口・世帯数、社会保障・人口問題基本調査の報告書はもとより、研究報告書、ワーキングペーパー及びディスカッションペーパーも、「社人研リポジトリ」などにより公表されている。加えて、厚生政策セミナー、特別講演会、研究交流会等が積極的に行われ、一般に公開されている。

また、「人口統計資料集」については、利用者の便宜を図るため、ホームページで全データを公開するとともに、外国からのニーズに応えるべく、英語版を公表している。

さらに、ホームページについては、必要な情報への迅速なアクセス及び調査・研究成果のわかりやすい発信を目標として、令和6年3月にトップページ、令和7年3月にサイト全体が改訂された。そして、トップページや「人口統計資料集」ととどまらず、「社人研リポジトリ」に格納された研究報告書等に関しても、アクセス数やダウンロード数を閲覧することが可能である。

また、人口統計等に関する多数の問い合わせに回答している。

なお、今後の委員会では、実務的に可能な範囲で、ホームページ全般に対するアクセス件数に関する資料を各委員に提供すべきである。

8. 倫理規定及び倫理審査会等の整備状況

国立社会保障・人口問題研究所研究倫理審査委員会規程、「国立社会保障・人口問題研究所における人を対象とする研究に関する倫理指針」及び「国立社会保障・人口問題研究所における人を対象とする研究に関する倫理指針及び国立社会保障・人口問題研究所研究倫理審査委員会規程に基づく研究倫理審査のガイドライン」を平成29年度に策定したが、そのうち、国立社会保障・人口問題研究所研究倫理審査委員会規程を令和6年度に改定した。それに基づいて適切に研究倫理審査を実施している。

また、文書取扱規則、各種ハラスメントへの対応マニュアル、調査票情報等の管理要領などの規程類も順次策定されており、コンプライアンス体制の整備に努めている。さらに、eラーニングによる研究倫理等の研修も毎年実施している。

なお、今後の委員会では、本評価事項についても、他の評価事項と同様に、あらかじめ関連資料を各委員に提供すべきである。

9. その他

「事業展開の中期的方向性」として6項目を掲げて各種事業を進めていることは評価できるが、昨今の厳しい定員管理の状況下において研究者の業務負担増が懸念される。現状の業務量を考えると更なる増員要求、外部人材の受け入れ等、研究者の負担軽減に向けた対策が今後とも喫緊の課題であると考えている。

研究所の一般会計予算に関しては、基幹3事業の予算を確保することは当然のことであるが、基幹3事業以外の研究プロジェクトについても、事業の意義や期待される成果を丁寧にかつ分かりやすく説明することで、引き続き予算の確保に努めるべきである。

一方で、研究者個人により厚生労働科学研究費や科学研究費（文部科学省所管）といった競争的研究費を獲得し、これらは研究資金として一般会計予算同様に重要なものと位置付けられているところであるが、このことにより特に競争的研究費を獲得している研究者の負担のみが過大にならぬよう配慮するとともに、

国の予算を使用する一般会計研究費と個人の研究費として獲得する競争的研究費とでは、その性質を異にすることから、それぞれの取扱いについて研究所内でよく整理した上で、実施することが望まれる。

(以上)